

# 茶 道 具 利 用 打 合 せ 表

利用日	年 月 日 ( ) 午前・午後・夜間			借用者「                   」
利用者（団体名）		代表者名		確認者「                   」
責任者名		連絡先（TEL）		返却者「                   」
利用内容		お茶席 参加方法	・ 入場券   ・ 整理券 ・ その他（                   ）	確認者「                   」
打合せ日（担当者）				

1. 貸出備品・数量（No.を記入する） ※茶筌、茶巾の貸出はありません。（利用者で用意してください）

No.	名 称	貸出No.	貸出 チェック	返却 チェック	No.	名 称	貸出No.	貸出 チェック	返却 チェック
1	掛軸				18	茶こし缶			
2	水指				19	毛氈			
3	花入れ				20	蓋置			
4	花台				21	水次			
5	風炉先				22	水屋瓶			
6	菓子器				23	水屋杓			
7	紅鉢				24	鉄瓶			
8	盆				25	水こし杓			
9	香合				26	茶巾盥			
10	矢筈				27	柄杓			
11	茶碗				28	点茶台			
12-1	数茶碗(季節)				29	煎茶用電茶器			
2	数茶碗(雲鶴)				30	茶入れ			
3	数茶碗(三島)				31	自在			
13	棗				32	立ちがくれ			
14	建水				33	炉縁			
15	釜据				34	釜			
16	釜底洗				35	紙釜敷			
17	寿棚				36	茶掃箱			

## ～立礼用セット一式～

名 称	数	名 称	数	名 称	数
立礼用点茶盤 (1)		喫架 (4)		野点用紅傘 (1)	
立礼用円椅 (3)		野点用小釜 (1)			
立礼用半東台 (1)		野点用紅鉢 (1)			

## 貸出備品一覧

No.	名称	No.	名称	No.	名称
1-1	掛軸 (春来草自生)	9-1	香合 (塗)	21-1	水次 (片口 渦絵手鞠)
2	掛軸 (山水有清音)	2	香合 (焼物)	2	水次 (腰黒 やかん型)
3	掛軸 (紅葉舞秋風)	3	香合 (秋草)	22-1	水屋瓶 (蓋付き)
4	掛軸 (三冬枯木花)	10-1	矢筈	23-1	水屋杓
5	掛軸 (水墨山水)	11-1	茶碗 (黒楽の主茶碗)	24-1	鉄瓶
6	掛軸 (一期一会)	2	茶碗 (赤楽の主茶碗)	25-1	水こし杓 (ガーゼ入)
2-1	水指 (染付)	3	茶碗 (京物) 紅葉 (冬)	26-1	茶巾盥
2	水指 (一重口) 糸目模様	12-1	数茶碗 (12ヶ月もの)	27-1	柄杓 (風炉用、小ぶり)
3-1	花入 (曾呂利)	2	数茶碗 (季節なし) 雲鶴	2	柄杓 (風炉用、小ぶり)
2	花入 (焼物)	3	数茶碗 (季節なし) 三島	3	柄杓 (炉用、大ぶり・皮そぎ)
3	花入 (宗全籠)	13-1	棗 (黒地 季節なし)	4	柄杓 (炉用、大ぶり・皮そぎ)
4	掛花入 (焼物)	2	棗 (赤地 季節なし)	28-1	点茶台
5	掛花入 (籠)	14-1	建水 (焼物)	29-1	煎茶用電茶器 (涼炉)
6	花入 (柳沢焼)	2	建水 (唐金 餌畚)	30-1	茶入
7	花入 (焼物)	15-1	釜据	31-1	自在
8	花入 (尺八掛花入)	16-1	釜底洗	2	自在
4-1	花台 (3枚1組)	17-1	寿棚	32-1	立ちがくれ (小)
5-1	風炉先 (炉用)	2	丸卓	2	立ちがくれ (大)
2	風炉先 (風炉兼用)	18-1	茶こし缶	33-1	炉縁 (根来塗)
6-1	菓子器 (塗)	19-1	毛氈 (赤 60×450)	2	炉縁 (黒)
2	菓子器 (焼物)	2	毛氈 (赤 60×450)	34-1	炉釜 (阿弥陀堂釜 野々田式)
7-1	紅鉢 (黒、電気コンセント)	3	毛氈 (紺 60×450)	2	風炉釜 (朝鮮切合風炉 野々田式)
8-1	盆 (表)	4	毛氈 (紺 60×450)	3	炉釜真形浜松
2	盆 (裏)	20-1	蓋置 (竹 風炉用)	35-1	紙釜敷 (紅白)
3	脇引 (2枚)	2	蓋置 (竹 炉用)	2	紙釜敷 (大高壇紙白無地)
4	通い盆 (2枚)	3	蓋置 (焼物)	36-1	茶掃箱
		4	蓋置 (焼物)		

## 2. 和室 (井筒)・茶道具使用上の注意事項

- ①使用にあたっては、職員の指示に従ってください。
- ②許可された使用時間には、準備・片付け並びに備品の借り受け・返却時間も含まれます。
- ③使用後は、必ず道具の洗浄、乾燥を行って返却してください。
- ④道具などの借り受け及び返却は、必ず職員の立ち会いのもとに行ってください。
- ⑤施設をき損し、または汚損する恐れのある行為を禁止いたします。
- ⑥道具などを自己の責めに帰すべき理由により、破損・紛失などがあつた場合は、損害額を賠償していただきます。